

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月23日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第19号

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年相模原市条例第45号)を次のように改正する。

附則第3項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和元年度分にあつては当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除き、令和2年度分にあつては令和3年2月15日」を「同年2月15日」に、「並びに令和3年度分」を「及び令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。